

令和6年11月20日

都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 花田 明 仁

副委員長 木村 淳 司

1 開催日時 令和6年11月20日（水曜日）午前9時57分～午前10時46分

2 開催場所 第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和6年第4回定例会提出予定案件

- ①市道の路線の廃止について
- ②市道の路線の認定について
- ③公の施設の指定管理者の指定について
- ④青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

- ①青森市緑の基本計画の策定について
- ②市営住宅小柳第一団地跡地の売却について
- ③戸山中央公園の施設被害について
- ④市営住宅奥野団地の施設被害について
- ⑤中筒井・田茂木野方面線の一部変更について
- ⑥青森市営バス100周年記念事業について

○出席委員

委員長	花田明仁	委員	軽米智雅子
副委員長	木村淳司	委員	天内慎也
委員	中田靖人	委員	木下靖
委員	蛭名和子	委員	大矢保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	鈴木裕司	水道部次長	我満智
都市整備部長	中井諒介	交通部次長	高野雅子
都市整備部理事	土岐政温	道路維持課長兼道路補修事務所長	葛原積範
水道部長	三浦大延	水道部総務課長	森田新
交通部長	佐々木淳	管理課長	今村剛志
都市整備部次長	櫻田文明	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 石 田 彩 美

議事調査課主事 笹 雄 貴

○**花田明仁委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

令和6年第4回定例会提出予定案件について報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

最初に、「市道の路線の廃止について」及び「市道の路線の認定について」は関連がありますので一括で報告を求めます。

都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 令和6年第4回定例会への提出を予定しております市道の路線の廃止について及び市道の路線の認定について御説明をいたします。

初めに、路線の認定を行う目的について、御説明いたします。

路線の認定は、道路法上の道路として、道路管理者を明確にし、適正に維持管理するために行うものであり、道路法の規定により、路線を認定しようとする場合は、議会の議決を経なければならないとされております。

また、既に認定した路線について、当該路線に代わるべき路線を新たに認定しようとする場合や、当該路線を利用する必要がなくなった場合には、当該路線を廃止することができることとされ、この場合においても、道路法の規定により、議会の議決を経なければならないとされております。

続きまして、資料に基づいて順次御説明をいたします。

資料1の1ページを御覧ください。市道の路線の廃止についてであります。

概要に記載のとおり、今回、廃止しようとする路線は1路線で、延長が76.7メートル、面積が483平方メートルとなっております。

これらの廃止の理由につきましては、路線が全くなくなるというのではなく、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属により、既存の路線の延長が生じたため、既存の路線を一旦廃止し、改めて新路線として認定しようとするものであります。

廃止する路線の内訳は、下の小さい表に記載のとおり、寄附があり路線を延長するために一旦廃止するものが1路線となります。

資料1の2ページ目以降は、今回、廃止しようとする1路線の位置図及び路線図を添付しており、廃止しようとする路線を黒で表示しております。また、参考までに認定しようとする路線を赤で表示しております。

次に、資料2の1ページを御覧ください。市道の路線の認定についてであります。

概要に記載のとおり、今回、認定しようとする路線は29路線で、延長が3165.9メートル、面積が2万3804平方メートルとなっております。

これら29路線は、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属などにより新たに認定するものであります。

認定する路線の内訳は、下の小さい表に記載のとおり、寄附によるものが15路線、開発行為に伴う帰属によるものが11路線、その他として、現地調査等により道

路用地境界が明確になった道路を新たに認定するものが1路線、買収による2路線の計29路線となっております。

資料2の2ページ目以降は、今回認定しようとする29路線の位置図及び路線図をそれぞれ添付しており、認定しようとする路線を赤で表示しております。また、参考として廃止しようとする路線を黒で表示しております。

御説明は、以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「公の施設の指定管理者の指定について」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和6年第4回定例会に提出を予定しております公の施設の指定管理者の指定について、御説明いたします。

初めに、公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、市長は、指定管理者の候補者を決定し、議会の議決を経て指定することとなっております。

このことから、令和7年4月1日から青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場の2施設を一括管理する指定管理者の指定について議案を提案するものであります。

続きまして、資料に基づいて順次御説明をいたします。資料1を御覧ください。

「1 対象施設」としましては、これらの施設について、「2 募集形態」を公募とし、「3 募集要項の配布期間」については、本年8月1日から9月2日までとし、「4 申請書の受付期間」を8月27日から9月2日までとしたところ、2団体から応募があったところです。

そして、「5 青森市指定管理者選定評価委員会による指定管理者候補者選定に係る審査」につきましては、企画部次長を委員長とする各部局の次長級の職員、学識経験者及び財務等について識見を有する者を委員とする青森市指定管理者選定評価委員会において10月7日に応募団体の施設の管理運営能力等を総合的に判断して行われたところであります。

資料2の1ページ「2 選定方法」を御覧ください。

「(1) 選定基準及び配点」については、提出された事業計画書等に記載された事業計画の実施に要する費用、事業計画に沿った管理を行う物的能力、人的能力等を評価するための項目として、表を御覧いただきますが、「1 管理運営全般について」は、管理運営方針や財務の健全性等について、「2 管理について」は、職員の配置計画、施設の管理計画等について、「3 運営について」は、サービス向上の対策、駐車場混雑時の対応等について、「4 応募団体について」は、本店の所在地について、「5 効率性について」は、収支計画について、以上5項目、18基準を設定しており、表の右端に記載のとおり、各々の配点としたところであります。

次に2ページの「(2) 個別項目採点基準」を御覧ください。

青森市指定管理者選定評価委員会では、応募団体が指定管理者の応募資格を満たしていることを確認した上で、この採点基準に従って、評価項目の点数化による客観的な評価を行ったものであります。

次に、4ページの「3 審査結果」を御覧ください。

各評価項目の得点になりますが、1の欄「管理運営全般について」は、A者が上回っており、2の欄「管理について」は、2者ともにほぼ同得点となっております。

3の欄「運営について」は、「c. サービス向上の対策」、「d. 駐車場混雑時の対策」が高配点となっているところ、B者が高得点を獲得し、上回っております。

4の欄「応募団体について」の本店の所在地については、A者、B者ともに同得点、5の欄「効率性について」の収支計画については、B者が満点となり、上回っております。

結果といたしまして、A者が合計104.36点、B者が合計114.34点となり、B者が応募団体の中で最高得点となりました。

次に、一番下の「6 選定理由」を御覧ください。

本年10月7日に行われました青森市指定管理者選定評価委員会による審査の結果、応募資格を満たしていること、最低基準点以上を獲得していること、応募団体の中で最高点であること、以上のことから、指定管理者候補者として、太平ビルサービス・タイムズ共同企業体が選定されたものであります。

以上が、指定管理者候補者の選定結果であります。指定管理を行う期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としております。

御説明は、以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 4ページの1「b. 同種の施設管理業務の実績」で、A者のほうが4点上回っているんですけども、B者のほうは実績がないということですか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 道路維持課から回答いたします。

○花田明仁委員長 道路維持課長。

○葛原積範道路維持課長兼道路補修事務所長 道路維持課長、葛原と申します。

A者は今まで、こういった立体駐車場の管理運営業務を行っていて、その実績が本市でもありますので、5点としております。

B者は本市ではありませんが、ほかの施設で一部運営しておりますので、1点となっております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 太平ビルサービスは分かりますが、タイムズの本店は、青森なんで

すか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 担当課からお答えいたします。

○花田明仁委員長 道路維持課長。

○葛原積範道路維持課長兼道路補修事務所長 支店が青森市にあつて、本店は東京にあります。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 タイムズの本店はどこですか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 担当課からお答えいたします。

○花田明仁委員長 道路維持課長。

○葛原積範道路維持課長兼道路補修事務所長 タイムズの本店は東京都になります。全国のコインパーキングなどを運営している会社で、地元の太平ビルサービスと組んで、今回応募があつたものです。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 この共同企業体は、太平ビルサービスとタイムズがやるんですが、雇用の形態自体はどうなつているんですか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 この予定者からの話によりますと、今現在働いている方の意思を確認して、継続雇用を考えているということであります。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 最後にある「5 収支計画」とあるんですが、これは、どこの収支を見た計画の中身ですか。

○花田明仁委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 担当課からお答えいたします。

○花田明仁委員長 道路維持課長。

○葛原積範道路維持課長兼道路補修事務所長 今回、新青森駅の西口と南口の駐車場を運営するに当たつての収支計画ということになります。

〔大矢保委員「分かりました」と呼ぶ〕

○花田明仁委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 令和6年第4回市議会定例会に提出を予定しております青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について、その内容を御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、本条例改正に関する概要であります。本年3月に改定いたしました青森市水道経営プラン（2019～2028）において取り組むこととしております経営の効率化の一環として、水道メーターの検針業務に係る委託費用の削減を図るため、これまで毎月行っておりました水道メーターの検針を隔月で実施できるよう、青森市水道事業条例、青森市下水道条例及び青森市農業集落排水施設条例の一部を改正するものであります。

また、本年3月の水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正によりまして、水道整備・管理行政に必要な技術者を確保するため、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直しされたことに伴い、本市における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改正するため、青森市水道事業条例の一部を改正するものであります。

次に、2の「隔月検針導入に伴う改正」についての説明に当たりましては、先に、隔月検針の内容について御説明させていただきますので、資料別紙「水道メーターの隔月検針の概要」を御覧いただきたいと思っております。

これまで、外部委託により実施してきております水道メーターの検針業務につきましては、検針員が毎月検針してきておりましたが、このたび、一部を除き隔月検針に移行するものであります。

まず、1の「隔月検針の対象」であります。毎月検針を継続する一部の使用者を除き、全ての使用者を対象といたします。

水道メーターの検針時には、当月の使用水量を確認するばかりではなく、前月分と比較して著しく水量が増加している場合には、漏水の有無を確認するよう使用者に促し、適宜対処いただいているところであります。隔月検針の場合は、その確認が遅れることにより影響が大きくなる場合も想定されることです。

このことから、隔月検針の対象としない使用者といたしましては、毎月の使用水量が多い、メーターの口径が40ミリメートル以上の使用者については、これまでどおり毎月検針することといたします。

なお、一般の家庭の水道メーターについては、ほとんどが口径25ミリメートル以下ですので隔月検針といたします。

また、これまで通信回線を利用して自動で検針を行っている集合住宅における使用者につきましても、これまでどおり毎月検針を継続する予定としております。

次に、2の「実施時期・方法」につきましては、令和8年1月の検針分から実施することとし、市内全域を偶数月に検針する地区と奇数月に検針する地区に分け、検針員が隔月で訪問して検針を行います。

次に、3の「水道料金の徴収」につきましては、下のほうの検針・請求のイメージ図にありますように、現在の毎月検針では、検針した月分の料金は、その翌月に使用者に対して請求しておりますが、隔月検針がスタートいたしますと、隔月で検

針した2か月分の使用水量は各月均等に使用したものとみなして料金を1か月ごとに算定して、検針した月の翌月と翌々月に分けて、これまでよりも1か月遅れとなりますが、毎月請求いたします。

次に、4の「使用者への影響等」であります。このたびの隔月検針導入に伴いまして、使用者の皆様へ新たな手続をお願いするようなことはなく、隔月検針後も料金の請求は毎月行いますので、使用者にとってはこれまでの取扱いと特に変わる部分はありませんが、事業者等の皆様の場合、料金の請求時期がこれまでよりも1か月遅れることで、決算等の会計処理において御留意いただく必要がありますので、御理解・御協力いただけるよう事前周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、5の「使用者への周知」であります。隔月検針への移行に関するお知らせを作成いたしまして、全ての使用者の皆様へ事前に配布するとともに、水道部で各世帯等に配布しております「あおもり水道だより」をはじめ、「広報あおもり」、市ホームページへ掲載するほか、水道メーターを検針した際に各家庭に交付しております使用水量のお知らせ、いわゆる検針票であります。そちらにも記載して、広く周知を図っていくこととしております。

次に、お手元の資料の条例の制定のほうにお戻りいただきまして、2の「隔月検針導入に伴う改正」のうち(1)の「主な改正内容」について御説明いたします。

青森市水道事業条例におきましては、水道メーターを隔月で検針できるよう、また、2か月分の使用水量を各月均等とみなして料金の算定ができるように改正いたします。

また、青森市下水道条例及び青森市農業集落排水施設条例におきましては、水道料金と同様に2か月分の使用料を算定できるよう改正いたします。

(2)の「施行日」であります。令和8年1月1日を予定しております。

次に、3の「布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する改正」について御説明いたします。

青森市水道事業条例では、布設工事監督者及び水道技術管理者が有しなければならない資格について規定しておりますが、当該資格については水道法の規定により水道法施行令に定める資格を参酌して条例で定めているため、このたびの水道法施行令等で定める資格の改正に伴い本条例の一部も国と同様に改正するものとなります。

(1)の「主な改正内容」といたしましては、まず、①の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しにつきましては、学歴、学科の要件の見直し及び必要とされる実務経験年数の見直し等のため改正するものであります。

次に、②の水道整備・管理行政に関する事務等が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴い、同条例に規定する厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改正するものであります。

これらの資格要件に関する改正の施行日は、布設工事監督者及び水道技術管理者

の資格要件の改正につきましては令和7年4月1日、所管省庁の変更に関する改正は公布の日から施行といたします。

説明は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 1の概要について、水道メーターの検針業務に関わる委託費用の削減となっておりますが、委託費用はどれだけ削減できるんですか。

○花田明仁委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 まず、水道業務の委託ですが、毎年2億4000万円ほどかかっております。

今現在、当方の試算であります、各年で9000万円程度、削減できるものと見込んでおります。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 3の主な改定内容ですけれども、学科要件などがあるんですが、学歴は見直されることはないんじゃないの。もう従事してる人が学歴を見直すというような、そういうことができるんですか。

○花田明仁委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 青森市の場合、この布設工事監督者及び水道技術管理者とも、それぞれ有資格者が40名前後おります。

ただ、小さい自治体の場合に、そういう人たちが少なくなってきていて、人材をなかなか確保できないといったことがありますので、これまでよりも要件を緩和して、なれる方を充足していくという考えによるものであります。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 今までいた人のほかに、新しく充足していくという意味でいいんですか。

○花田明仁委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 そういうことです。

[大矢保委員「分かりました」と呼ぶ]

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 確認します。水道メーターの検針の実態について、例えば、これまでの冬期間、積雪等によってメーターボックスを開けられない状況などがあつたと思うんですけれども、そういう場合には、この検針というのは、どういうふうに行われていたんですか。

○花田明仁委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 冬期間、雪が積もってメーターを開けない、それから、メーターの上に車が駐車されて確認できないという場合がよくあります。

そういう場合は見積り水量ということで、これまでの直近2か月分などのデータ

を基に請求して、その次に検針できた際に精算する形になります。

○花田明仁委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上で、令和6年第4回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

最初に、「青森市緑の基本計画の策定について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 青森市緑の基本計画の策定について御報告いたします。

お手元の配付資料を御覧ください。

初めに、「1 策定理由」につきましては、1つとして、都市緑地法第4条において、市町村は緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができるとされており、また、国の補助採択の際に本計画が必要となること、2つとして、平成28年3月策定の青森市緑の基本計画は、計画期間を平成28年度から平成37年度としており、令和7年度に見直し時期を迎えること、以上のことから、令和8年度を計画期間の初年度とする新たな計画を策定するものであります。

次に、「2 計画策定の目的と計画の位置付け」につきましては、まず、計画策定の目的は、豊かな地域づくりや良好な都市環境を創出することを目指して、公園等の適正な配置や整備、また、緑地の保全や緑化の推進に関する施策の方向性を定めるとともに、その施策を計画的に実施するための目標や取組を定めることとしております。

計画の位置づけにつきましては、青森市総合計画に掲げる基本政策及び施策を推進するために各部局で策定する計画等のうち、個別計画に位置づけられております。

次に、「3 計画期間」につきましては、令和8年度から令和17年度までの10年といたします。

最後に、「4 策定スケジュール」につきましては、令和6年度は現況調査、課題整理、フォローアップ案取りまとめ等を行い、令和7年度は計画案を作成した上で、わたしの意見提案制度を実施し、令和8年2月の計画策定を予定しております。

報告は以上となります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 4番の「策定スケジュール」の中で、令和6年度は現況調査、課題整理、フォローアップ案取りまとめとありますが、現時点でどういうことをやられたのか教えてください。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 現段階につきましては、現行の緑の基本計画がありますので、その内容に沿った形でどういったことをこれまで行ってきたかという取組について、庁内で整理をしているところであります。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 2番目の「計画策定の目的と位置付け」のところの公園の適正な配置や整備、あと緑地の保全や緑化の推進に関する施策とあるんですけども、ちょっとアバウトだなと思って、公園の緑を増やして整備するのか、それとも現在ある緑の伸びすぎているところを伐採したり、計画的にやるということでもいいのかどうか教えてください。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 この計画自体は基本計画と記載しているとおおり、青森市における緑化についての基本的な方向性を定めるものでありますので、具体的にどういった取組を行っていくのかと記載させていただきますものの、細かいところまでの記載はせず、大きな方向性について定めるものとしております。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「市営住宅小柳第一団地跡地の売却について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 市営住宅小柳第一団地跡地の売却について、御報告いたします。

資料を御覧ください。

初めに、経緯ですが、小柳第一団地建替事業は、昭和47年度から49年度にかけて建設された既存団地を国の補助金を活用し、隣接する県営住宅小柳団地と一体的に建て替えることにより更新したものでありまして、平成20年度から開始し、令和5年4月をもって、老朽化した既存建物の全てが更新されたところです。

当該事業におきましては当初、5棟建築する予定でありましたが、令和3年3月の青森市公営住宅等長寿命化計画策定に当たりまして、将来的な公営住宅施策対象世帯の需要と、各団地の将来的な事業手法選定結果を反映させた住宅供給量を推計した結果、令和12年度までの計画期間及び今後20年間の中長期見通しにおきましても、需要に対する住宅供給量は確保されていることにより3棟建築に変更したため、余剰地が発生したものであります。

続きまして、売却予定地の概要ですが、所在及び地番は青森市小柳三丁目124番3、地積は1万2800.40平方メートル、地目は宅地、用途地域は第一種中高層住居専用地域となっています。

次に、今後の方針ですが、青森市ファシリティマネジメント推進基本方針にのっとり、余剰地は処分することとしており、令和4年1月と令和5年12月に2回実施した全庁照会の結果、活用希望なしであったことから、今後、一般競争入札を行い売却する予定としております。

最後に、今後のスケジュールですが、令和6年度に売却に向けた土地鑑定評価及

び一般競争入札の公告を行い、令和7年度に本契約を締結したいと考えております。
報告は以上となります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 売却予定地の右に市有地とあるんですが、この市有地は何のために残すんですか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 こちら、地下に下水道関係施設が残っているところでありまして、下水道関係の管理用地として残すこととしております。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 市営住宅なので、市の土地だということで、市役所内の各部署に活用ありませんかということで照会をかけて、それで、ないということだと思っておりますけれども、市有地は全庁内だけで照会をかけるものなんですかね。ほかの近隣に声をかけるとか、そういうことはないものなんでしょうか。教えてください。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 市有地につきましては、先ほども御説明申し上げましたとおり、ファシリティマネジメント推進基本方針にのっとりまして、基本的には使わないものは売却することとしているところであり、庁内で使う部署がある場合は、所管替えという形で引き続き庁内で使っていくこととしているところではあります。今般、全庁照会の結果、特段使用することがないということでしたので、今お話がありました民間の活用も考えまして、売却することといたしたところであります。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。中田委員。

○中田靖人委員 4番の今後のスケジュールのところ、一般競争入札の公告となっていますが、入札する業者の条件の中に、例えば青森市本社とか、そういうものはあるんですか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 現時点では、公平性や透明性なども考えた上で、基本的には条件を付さずに売却することとしております。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 そうすると、極端な話、東京とか広く日本全国から入札に入る可能性があるということですか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 そのとおりです。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ちょっと私が気になっているのは、今、日本全国で起きている、外国がバックについて、フロントが日本の企業で日本の土地を買いあさっていると

ということがあるので、その点は今後青森市としても気をつけていかなければいけないと思います。なので、入札に関しては業者の背景をある程度調べられるような制度が必要かなと思いますので、その点は十分よろしくお願いします。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「戸山中央公園の施設被害について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 令和6年10月29日に確認いたしました戸山中央公園における施設被害について、お手元の資料に基づき御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

本事案が発見された日時は、令和6年10月29日火曜日の午前9時頃で、被害場所につきましては、戸山中央公園内の赤色の丸で囲んでおりますトイレ壁面1か所です。

状況の経過につきましては、10月28日月曜日の午前10時頃の清掃作業時には異常が見られませんでした。10月29日火曜日の午前9時頃の清掃作業前に破損を確認し、直ちに指定管理者へ報告、指定管理者と公園河川課職員が現地を確認し、青森警察署へ通報したものであります。

発生日時につきましては、指定管理者の清掃作業員が最後に確認した10月28日月曜日の午前10時頃から、被害を確認した10月29日火曜日の午前9時頃までの間となっております。

青森警察署立ち会いの下、指定管理者及び公園河川課職員が現地を確認した際に、壁面に足形が残っており、意図的な行為であると判断したことから、市は10月29日火曜日付で青森警察署に被害届を提出し、同日付で受理されております。

今回の事案を受けまして、市といたしましては、今後同様の事案が発生しないよう、利用者に対して公園施設の取扱いについて注意喚起の貼り紙をするとともに、青森警察署におきましては、当該地域を管轄する戸山駐在所による巡回を強化することとなります。

報告は以上となります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「市営住宅奥野団地の施設被害について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 令和6年11月1日に確認しました市営住宅奥野団地における施設被害について、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

本事案が発見された日時は、令和6年11月1日金曜日の午後2時50分頃で、被害場所につきましては、市営住宅奥野団地内の赤色の丸印で囲んでおります団地集

会所エントランス広場及び受水槽室であります。

次に、資料の2ページ「4. 状況経過」を御覧ください。

状況の経過につきましては、10月23日水曜日の団地消防訓練時には異常が見られませんでした。11月1日金曜日の午後2時50分頃に市営住宅管理人が当該施設の破損を確認し、直ちに指定管理者へ報告、指定管理者がまず現地を確認し、青森警察署へ通報したものであります。

発生日時につきましては、指定管理者の従業員が最後に確認した10月23日の団地消防訓練の実施から、被害を確認した11月1日金曜日の午後3時頃までの間となっております。

青森警察署立ち会いの下、指定管理者及び住宅まちづくり課職員が現地を確認した際に、天井を破損したと思われる棒や、窓を破損したと思われるコンクリート片が付近に残っており、意図的な行為であると判断したことから、市は11月1日金曜日付で青森警察署に被害届を提出し、同日付で受理されております。

現在、破損箇所の安全面を踏まえ、施設を適切に使用できるよう、復旧に向け破損箇所の修繕工事を行っているところであります。

今回の事案を受けまして、市といたしましては、今後同様の事案が発生しないよう、意図的な行為に使用されるような物品等の保管方法を見直し、当面の間、敷地内の巡回を強化するよう、市から市営住宅管理人へ指導したところであります。

また、指定管理者に対しては施設の定期巡回点検における確認の強化や、団地施設における注意喚起の貼り紙を指示し、今後も引き続き、市営住宅を適切に管理してまいります。

報告は以上となります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「中筒井・田茂木野方面線の一部変更について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 中筒井・田茂木野方面線の一部変更につきまして、御報告をいたします。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

中筒井・田茂木野方面線の起終点となる田茂木沢停留所前に設置されております住宅型老人ホームループ緑寿の里が先月10月31日をもって施設が閉鎖されるということ、またそれに伴いまして、起終点におけるバスの回転や待機ができなくなること、さらには、こぶし園前停留所前に設置されております社会福祉法人桐紫会が運営する障害者支援施設こぶし園が同じく10月31日をもって大野地区に移転となり、バスの需要がなくなることから、これまで田茂木沢発着としていた便を田茂木野発着に変更するものであります。

変更時期につきましては、令和6年度冬ダイヤの改正に合わせて令和6年12月

1日といたします。

運行便数につきましては、中筒井・田茂木野方面線で平日、土日祝ともに、令和6年夏ダイヤは田茂木沢発着が7便、田茂木野発着が4便の合計11便でありましたけれども、令和6年冬ダイヤでは全て田茂木野発着となり、合計の運行便数は共に11便の運行で変更はありません。

また、運行ルートにつきましては、資料の地図にお示ししておりますが、これまでは、田茂木野を経由して田茂木沢を発着する赤色のルートが田茂木野で発着する青色のルートとなり、起終点を変更することに伴いまして、正寿園前、こぶし園前、田茂木沢の3か所の停留所は運行しないこととなります。

なお、正寿園前停留所前の特別養護老人ホーム正寿園には、直接、施設に訪問させていただき御説明したところ、田茂木野入口停留所までの距離が非常に近いということで、停留所の廃止について御理解をいただいたところであります。

最後に、周知方法につきましては、市営バスホームページを通じて行うほか、バスロケーションシステムのバナー画面やデジタルサイネージ、車内運賃表示機など、様々な広報媒体を活用して行ってまいります。

御報告は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 今回、この委員会の前に住宅地図をちょっと見たんですけれども、田茂木沢から田茂木野入口くらいまでは民家も数軒あったんです。田茂木野入口から田茂木沢は、歩いてどれくらいなんですか。バスがなくなると、ここまで歩いてくるということですか。

○花田明仁委員長 交通部長。

○佐々木淳交通部長 田茂木沢から田茂木野入口までですけれども、大体距離にするとバス停間で1.9キロメートルくらいです。

〔「歩いて30分くらいですよね」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 正寿園の方はいいかもしれない。正寿園はいいんですね。ちょっと、そこら辺はどうなのでしょう。

○花田明仁委員長 交通部長。

○佐々木淳交通部長 近隣でお住まいの住宅としては、田茂木沢の先に2軒ほど住宅があるということで確認させていただきまして、担当が直接お伺いして確認したところ、バスの御利用がないということも確認しておりますので、今回のバス停の廃止において大きな影響はないということで確認しております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 夏のダイヤ、冬のダイヤは11便なんだけれども、これは年間通して

乗客数は何人いるの。

○花田明仁委員長 交通部長。

○佐々木淳交通部長 利用状況についてお答えします。

令和6年4月から10月までの期間の利用状況ですけれども、正寿園前につきましては640人ほど、市街地に行くほうが315人、郊外方面は、田茂木野に向かうほうが325人程度いまして、それぞれ1便当たりになりますと停留所での利用は0.4人、0.5人程度ということになります。こぶし園前につきましては、同期間で843人の御利用があり、1便当たりになりますと、市街地に向かうほうが0.5人、郊外方面は、田茂木野方面に向かう際に、こぶし園前で降りる方が大体0.5人、0.6人程度、あと、緑寿の里がある田茂木沢ですけれども、こちらは4月から10月末までで227人の御利用があり、1便当たりになりますと、市街地方面へ向かう便で0.2人、郊外方面は、田茂木野方面に向かう便では、0.1人という状況になっております。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 その状況を見て、便数が多いとかなんとかって、バス1台に0.5人だと営業係数ができないんじゃない。100円稼ぐのに経費は幾らかかっているの。

○花田明仁委員長 交通部長。

○佐々木淳交通部長 今、手元に資料がないので、正確な数字はありませんけれども、100円稼ぐ際には、100円以上の経費がかかっていると考えられます。

〔「考えてみてくださいよ」、「資料を出してください。後ほど」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市営バス100周年記念事業について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 青森市営バス100周年記念事業について、御報告いたします。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

大正15年3月6日に発足した青森市営バスは令和8年3月6日で100周年を迎えます。今後も身近で親しみのある公共交通機関としての役割を果たしながら、より多くの皆様に利用していただけるように青森市営バスの魅力を発信し、利用促進を図るため、令和7年度末から令和8年度の期間で100周年記念事業を実施してまいります。

具体的な記念事業の取組については今後決まり次第、御報告させていただきますが、検討している取組の中でマスコットキャラクターの制作について考えておりましたが、これを100周年記念事業開始時に完成させるためには、年内から準備作業を進めてまいりたいと考えており、第4回市議会定例会に補正予算案を上程する予定としております。

今後も、より一層市民の皆様や市外から訪れる皆様にも親しまれる市営バスを目指し、取組を進めてまいりたいと考えております。

御報告は以上になります。

○**花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** そのほか、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)